

公印省略

7医指第1506号

令和7年8月19日

公益社団法人福岡県医師会長
公益社団法人福岡県歯科医師会長
公益社団法人福岡県病院協会长
一般社団法人福岡県私設病院協会长
一般社団法人福岡県精神科病院協会长
公益社団法人全国自治体病院協議会福岡県支部長

殿

福岡県保健医療介護部長
(医療指導課災害医療係)

令和7年8月9日から的大雨により被災した医療施設等に係る
災害復旧費補助金の活用意向の報告について

本県の保健医療行政につきましては、平素から格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別紙1のとおり、厚生労働省から「医療施設等災害復旧費補助金のご案内」（以下「厚労省のご案内」という。）がありましたので、貴会会員に対して周知していただきますようお願いいたします。

貴会会員が当該補助金の活用を希望される場合には、当該補助金の補助金活用意向調査の回答様式（県ホームページ参照。様式1及び様式A）を用いて、9月5日（金）までに、当課まで直接回答いただくよう併せて周知をお願いします。厚労省のご案内及び回答様式につきましては、下記の県ホームページに掲載しております。

○留意事項

※本補助金は、復旧費用の合計が80万円以上であり、かつ、救急医療や在宅医療、へき地医療等の政策医療を担っている医療機関が対象となります。詳細な要件については、「厚労省のご案内」を参照してください。

※本補助金の交付対象となる異常な天然現象の範囲は、別添の「公共土木施設災害復旧事業査定方針」（昭和32年7月15日建河発第351号）第2及び第3の第1項に準じて取り扱うこととされています。（例えば、降雨であれば、最大24時間雨量80mm以上。）

※本件に関する問い合わせについては、下記担当者に行うよう併せて周知していただきますようお願いいたします。

県ホームページ（交付要綱等もホームページに掲載しています）

【令和7年8月9日から的大雨により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向の報告について】

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/saigai-r7.html>

[担当] 福岡県保健医療介護部医療指導課災害医療係 岩田
TEL 092-643-3273 FAX 092-643-3277
E-Mail s-iryo@pref.fukuoka.lg.jp

医療施設等災害復旧費補助金のご案内

～ 被災された医療機関等の皆さまへ ～

地震や台風、豪雨等の自然災害により医療施設等が被災した場合、公的医療機関や政策医療を実施している医療機関等、一定の要件に該当する医療施設等の建物や医療用設備などを復旧（※）するための費用について、国がその一部（費用の1/2（激甚災害により被災した公的医療機関は2/3））を補助する制度があります。

（※）原則、被災前の位置に被災施設と形状、寸法及び材質の等しい施設に復旧する場合

補助の対象となる施設

○下記は一例です。補助対象施設などの詳しい内容は（別添）をご覧ください。

✓ 医療機関

（公的医療機関）

- ・都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所

（政策医療実施機関（公的医療機関を除く））

- ・救命救急センター、病院群輪番制病院及び共同利用型病院、救急告示病院、在宅当番医制診療所（歯科を含む）、休日夜間急患センター、休日等歯科診療所、災害拠点病院、へき地医療拠点病院、周産期母子医療センター、小児救急医療拠点病院、在宅医療実施病院（診療所及び歯科診療所を含む）など

✓ 医療関係者養成所施設

- ・看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所

✓ その他

- ・研修医のための研修施設、病院内保育所、看護師宿舍など

補助の対象となる費用

- 建物及び建物附属設備の復旧費用
- 医療用設備（CT、MRI、リニアックなどの建物と一体として復旧を行う医療機器）の復旧費用
- 医療機関の医療機器、医療関係者養成所施設の教材（※）の復旧費用

※ 激甚災害により被災した場合に限る

※ 修理費などの復旧費用が、1品あたり50万円（歯科の場合は10万円）以内は除く

補助の対象と ならない 費用（一例）

次の費用は申請内容に含めないでください。

- × 土地（敷地、構内道路、屋外運動場、法面、駐車場など）、造園
- × 工作物（囲障、門など）
- × 消耗品、ベッド、椅子、机及びその他事務機器等
- × 救急車等の車両
- × 賃貸の建物、リースの医療機器

※ 復旧のための費用の合計（税込）が80万円に満たない場合

国による実地調査の実施

○補助金を活用して復旧を行う場合、国（厚生労働省及び財務省（局））による実地調査を行い、被災箇所や復旧方法、復旧費用について確認する必要があります。

✓ 調査する内容

- ・医療施設等の所在地における災害の状況
 - ※『〇〇市では、△△△△（台風〇号、××地震など）により（具体的な被災状況）した』など
- ・建物等の被害状況
 - ※ 被災事実の確認が不可欠です。
必ず復旧前の被災箇所すべての写真を撮ってください。その際は、被災範囲（数量）などが確認できるようメジャーを添えるなどのほか、可能な限り明瞭に撮影してください。実地調査時に被害状況が確認できない場合、補助対象外とすることがあります。
- ・復旧方法
 - ※ 工事内容（施工方法など）の確認を行います。
専門的な説明も必要になりますので、説明ができる体制を確保してください。
施工業者等の立会・同席も可能です。
- ・復旧にかかる費用
 - ※ 工事費や修理費の根拠について確認を行います。
復旧方法と同様に、費用についても説明ができる体制を確保してください。
費用の根拠が施工業者の見積書の場合、複数（3社以上）の見積書を用意してください。
（やむを得ない理由により複数の見積書が用意できない場合は、その理由を書面にして実地調査の際に提出してください。）

✓ 調査の方法

- ・県庁会議室または被災施設（現地）などにおいて、上記について確認を行います。

✓ 調査にあたり必要となる資料（チェックリスト）

- ☐ 医療施設等災害復旧費協議書（様式1）
- ☐ 医療施設等災害復旧費実地調査表（様式2）
- ☐ 災害発生原因や程度（震度）がわかる資料
 - ※ 地元地方気象台の発表した観測記録や、都道府県・市町村防災担当部署が作成した資料など
- ☐ 図面、被災箇所すべての写真（写真は主なものを印刷し、その他はパソコン等の画面で確認する方法でも構いません。）
- ☐ 復旧費の積算根拠（見積書など）
- ☐ 医療機器にかかる備品台帳など、当該施設の所有であることを証明する資料

医療施設等災害復旧費補助金 補助対象等一覧

(別添)

区分	補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
		建物	医療用設備	医療機器 注)激甚災害 の場合に限る		
公的医療機関施設	都道府県、市町村若しくは地方自治法第284条第1項に規定する一部事務組合(以下「市町村」という。)、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険法施行法第2条の規定により国民健康保険を行う普通国民健康保険組合、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会又は社会福祉法人北海道社会事業協会の設置する病院及び診療所	○	○	○	厚生労働大臣の 定める額	1／2 (2／3)
へき地診療所	都道府県、市町村等、日本赤十字社、社会福祉法人恩賜財団済生会、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人北海道社会事業協会、全国社会保険協会連合会、医療法人、学校法人、社会福祉法人、医療生活協同組合及びその他厚生労働大臣が認める者の設置するへき地診療所(医師及び看護師住宅を含む。)	○	○	○		1／2
政策医療実施機関						
救命救急センター	都道府県の医療計画等に基づき、都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する救命救急センター	○	○	○	769,100千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
病院群輪番制病院及び共同利用型病院	都道府県知事又は市町村長等の要請を受けた病院の開設者の設置する病院群輪番制病院及び共同利用型病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
救急告示病院	救急病院等を定める省令に基づき、都道府県知事が認定した救急病院であって、都道府県が定める医療計画において、第二次救急医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅当番医制病院	災害救助法の適用市町村に所在する病院であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅当番医制診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、地方公共団体の委託等により地区医師会毎に在宅当番により休日・夜間における診療等を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅当番医制歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体の委託等により地区歯科医師会毎に在宅当番により休日・夜間における歯科診療を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
休日夜間急患センター	災害救助法の適用市町村に所在する休日夜間急患センターであって、市町村が行う(委託を含む)休日夜間急患センター	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
休日等歯科診療所	災害救助法の適用市町村に所在する歯科診療所であって、地方公共団体が休日・夜間における診療又は心身障害者(児)に対する診療を行う(委託を含む)歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
時間外診療実施診療所	災害救助法の適用市町村に所在する診療所であって、時間外対応加算1、2及び3に関する施設基準の届出を地方厚生(支)局に行っている診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
災害拠点病院(基幹災害拠点病院)	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた災害拠点病院で、厚生労働大臣が適当と認める開設者の設置する災害拠点病院	○	○	○	677,268千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
災害拠点病院(地域災害拠点病院)		○	○	○	447,449千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
へき地医療拠点病院	都道府県知事の指定を受けた病院の開設者の設置するへき地医療拠点病院	○	○	○	229,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
周産期母子医療センター	都道府県が指定する総合周産期母子医療センター又は認定する地域周産期母子医療センター	○	×	○	83,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
小児救急医療拠点病院	都道府県又は都道府県知事の要請を受けた病院の開設者の設置する小児救急医療拠点病院	○	○	○	28,155千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
在宅医療実施歯科診療所	都道府県が定める医療計画において、居宅等における医療(在宅医療)を実施している歯科診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2

区分		補助対象施設	対象経費			基準額 (激甚災害の場合)	補助率 (激甚災害の場合)
			建物	医療用設備	医療機器 注)激甚災害 の場合に限る		
	がん医療実施診療所	都道府県が定める医療計画において、がん医療を実施している診療所	○	○	○	13,139千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	脳卒中医療実施病院	都道府県が定める医療計画において、脳卒中医療を実施している病院	○	○	○	80,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	腎移植施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する腎移植施設(原則、都道府県一か所(人口400万人以上の都道府県は二か所))	○	×	○	44,300千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	老人デイケア施設	厚生労働大臣が指定する者の設置する老人デイケア施設	○	○	○	165,200千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
	共同利用施設	厚生労働大臣が適当と認める者の設置する共同利用施設	○	○	○	388,900千円 (厚生労働大臣の定める額)	1／2
医療関係者養成所施設							
	看護師等養成所	保健師助産師看護師法第19条、第20条、第21条又は第22条の規定による指定を受けることのできる保健師、助産師、看護師及び准看護師の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1／2
	理学療法士等養成所	理学療法士及び作業療法士法第11条又は第12条の規定による指定を受けることのできる理学療法士又は作業療法士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1／2
	救急救命士養成所	救急救命士法第34条の規定による指定を受けることのできる救急救命士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1／2
	歯科衛生士養成所	歯科衛生士法第12条の規定による指定を受けることのできる歯科衛生士の学校及び養成所 (学校教育法第1条に規定する学校を除く)	○	×	×		1／2
研修施設							
	地域医療研修センター	医科大学若しくは大学医学部の附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。以下同じ。)又は臨床研修病院(営利法人又は個人の設立した病院を除く。)の開設者の設置する地域医療研修センター	○	×	×	59,600千円	1／2
	研修医のための研修施設	医科大学若しくは大学医学部の附属病院、歯科大学若しくは大学歯学部附属病院(国立大学法人の開設したものを除く。)又は臨床研修病院の開設者の設置する研修医のための研修施設	○	×	×	198,700千円	1／2
病院内保育所		日本赤十字社、社会福祉法人、全国厚生農業協同組合連合会、健康保険組合若しくはその連合会、国民健康保険団体連合会若しくは国民健康保険組合、共済組合若しくはその連合会、公益法人、一般社団法人、一般財団法人又は医療法人等の設置する病院内保育所	○	×	×	厚生労働大臣の 定める額	1／2
看護師宿舎		都道府県、市町村等、日本赤十字社、全国厚生農業協同組合連合会、社会福祉法人、健康保険組合若しくは健康保険組合連合会、国民健康保険組合若しくは国民健康保険団体連合会又は厚生労働大臣が適当と認める者の設置する看護師宿舎	○	×	×	既存面積(1人当たり33㎡を限度) ×1/2×198,300円	1／2
救急医療情報センター		都道府県の設置する救急医療情報センター	○	×	×	13,100千円	1／2

※ 補助額：実際の事業費(厚生労働省等による実地調査に基づく額)と、基準額を比較して、低い方の額に補助率を乗じた額。(千円未満切り捨て)

※ 国、独立行政法人(独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人をいう。)若しくは国立大学法人(国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人をいう。)又は医療法第7条の2第1項第二号～第五号に掲げる者の設置するものは対象外。

※ 厚生労働大臣の定める額:上限なし

実地調査について

医療施設等災害復旧費補助金は、平成7年3月1日厚生省発健政第22号厚生事務次官通知の別添「医療施設等災害復旧費補助金交付要綱」に基づき交付します。

なお、医療施設等災害復旧費補助金は、別添の「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(令和6年6月21日会発第0621第1号)」等に基づく実地調査により交付額が決定します。

1. 事前準備について

- (1)「医療施設等災害復旧費補助金のご案内(別紙1)」の「国による実地調査の実施」を参照の上、準備をお願いします。
- (2)電子メールにて都道府県担当部局あて、別途、都道府県が指定する期日までに以下の資料を提出してください。
 - ・「医療施設等災害復旧費協議書」(様式1)
 - ・「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)

2. 実地調査について

- (1)「医療施設等災害復旧費実地調査表」(様式2)に記載した被災の状況や所要額の積算根拠(数量、金額)等について調査します。
- (2)調査時においては、(1)の内容を確認するので、施工内容など専門的な内容を把握されている被災施設の担当者又は工事施行業者から説明をお願いします。
- (3)写真及び図面等に番号を付けるなどして、被災場所を書面で特定できるようにしてください。

3. 早期着工について

実地調査前に復旧事業を行う場合、被災の事実確認のため、被災した状況の分かる写真が必要不可欠であることから、被災の程度(範囲、数量、規格)等が確認できるよう、メジャーを添える等して出来るだけ明瞭に撮影してください。

4. その他

- (1)災害復旧は、原則として、「原形復旧」であり、被災前より高価な資材、高機能な医療機器等による復旧は減額査定の対象となる場合があります。
- (2)協議書提出後に、追加工事の発生や一部工事の取り止めなどにより所要額が変更となる場合は、実地調査前に担当者に連絡してください。

○公共土木施設災害復旧事業査定方針

〔昭和三十三年七月十五日建 河 発 第三百五十一号〕

改正 昭和三十三年五月 九日 建河発第三四四号

昭和三十三年七月 一日 建河発第四七三号

昭和三十四年九月 二日 建河発第六七四号

昭和三十八年九月 九日 建河発第四〇九号

昭和三十九年六月 二日 建河発第二三四号

昭和四〇年六月一〇日 建河発第二一〇号

昭和四二年六月 七日 建河防発第七九号

昭和四四年七月 二日 建河防発第四七号

昭和四七年八月 二日 建河防発第五六号

昭和五四年三月二〇日 建河防発第二二号

昭和五九年九月一四日 建河防発第八〇号

昭和六二年五月二一日 建河防発第八二号

昭和六三年四月 七日 建河防発第四一號

平成 元年五月二九日 建河防発第五三號

平成 三年四月 一日 建河防発第六一號

平成 四年四月 九日 建河防発第六九號

平成 六年六月二三日 建河防海発第八〇号

平成 七年四月 一日 建河防海発第六十八号

平成 八年五月 十日 建河防海発第六十五号

平成 九年四月 一日 建河防海発第八十九号

平成 十年六月 四日 建河防海発第七三號

平成 一一年三月三〇日 建河防海発第一八八号

平成 一二年四月 三日 国河防第一〇七〇号

平成 一三年二月一四日 国河防第一〇七〇号

平成 一三年三月三〇日 国河防第一〇七〇号

平成 一四年四月 一日 国河防第一四二二號

平成 一五年四月 一日 国河防第一四二二號

平成 一五年六月一八日 国河防第一一五号

平成 二〇年六月二六日 国河防第一一五号

平成 二三年八月 五日 国水防第一三三号

河川局長通知

（目的）

第一 災害復旧事業の査定は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「法」という。）、法施行令、法施行規則及び法事務取扱要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、この査定方針によつて行うものとする。

（災害原因の調査）

第二 災害原因の調査については、被災施設の原形及び被災状況を調査するとともに、特に次の各号に掲げる事項に留意して行なうものとする。

（一） 降雨については、最大二十四時間雨量、連続雨量並びにこれらの時間的変化及び

地域的分布状況

（二） 洪水については、洪水位、洪水流量、洪水継続時間、流送土砂量等

- (三) 融雪については、前各号に掲げるもののほか、積雪量、気温の変化、流水、なだれ等
 - (四) 暴風については、風向、風速、気圧等及びこれらの時間的關係
 - (五) 高潮又は波浪については、前号に掲げるもののほか、潮位、潮位偏差、波高等及びこれらの時間的關係
 - (六) 地すべりにについては、降雨量等、地すべりの地域及びその地質並びにすべり面の位置及び地盤の移動の状況
 - (七) 地震については、震度、震源地等
- (採択の範囲等)

第三 災害復旧事業の採択に際し、降雨、洪水、暴風、高潮、波浪、津波又は地すべりによる災害で次の各号の一に該当しないものは、原則として採択しないものとする。

- (一) 河川にあつては警戒水位(警戒水位の定めがない場合は河岸高(低水位から天端までの高さをいう。)の五割程度の水位)以上の出水により発生した災害。ただし、河床低下等河状の変動により警戒水位の定めが不適当な場合における当該警戒水位未満の出水により発生した災害又は比較的長期間にわたる融雪出水等により発生した災害を含む。
 - (二) 河川以外の公共土木施設にあつては最大二十四時間雨量八十ミリメートル以上の降雨により発生した災害。ただし、最大二十四時間雨量八十ミリメートル未満の降雨により発生した災害であつても、時間雨量等が特に大である場合を含む。
 - (三) 最大風速十五メートル以上の風により発生した災害
 - (四) 暴風若しくはその余波による異常な高潮若しくは波浪(うねりを含む。)又は津波により発生した災害で被災の程度が比較的軽微と認められないもの
 - (五) 地すべりにより発生した地すべり防止施設の災害にあつては、地すべりが発生した区域のうち、被災前の地すべり防止施設により一定のブロックが概成している場合における災害
- 2 法第六条第一項各号に掲げる法の適用のない災害復旧事業の決定にあつては、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (一) 法第六条第一項第二号に規定する「工事の費用に比してその効果の著しく小さいもの」については、第九条第二項の規定により算定する経済効果その他復旧による効果を総合的に勘案して採否を決定すること。
 - (二) 要綱第十二第五号にいう「堤体に被害のない場合」とは、原則として漏水止めの応急工事を施行していない場合をいい、同第八号にいう「直接影響のない程度の河床又は海岸地盤の低下」とは、基礎工が露出しない程度又は基礎工が露出した場合にあつても堤防護岸等の安全に支障がない、又は支障を及ぼすおそれがないと認められる程度の河床又は海岸地盤の低下をいうものであること。
 - (三) 法第六条第一項第四号に規定する「明らかに設計の不備又は工事施行の粗漏に基因して生じたものと認められる災害に係るもの」については、異常天然現象の程度、当該施設の築造後の経過年数、被災施設の原形等を調査検討のうえ慎重に決定すること。特に工事竣工後一箇年以内に被災した施設に係る災害復旧事業については、その原因をよく調査検討のうえ採否を決定すること。
 - (四) 成功認定、中間検査等及び会計検査院の検査の結果、工事の出来高が不足しているもの又は工事の施行が粗漏で復旧の目的を達していないものとして指摘され、これらについて国土交通大臣が手直工事又は補強工事を命じた箇所当該工事が未完であることに基因して災害を受けたと認められる場合の災害復旧事業は、法第六条

第一項第四号に該当するものとして採択しないものとする。

(五) 前災が法第六条第一項第一号に該当するものとして失格となり、又は「異常な天然現象によらない」若しくは「維持工事である」という理由により欠格となつた箇所、当該箇所に係る災害復旧工事の未着手のものについて新たな災害が生じた場合は、次のイ又はロに掲げる場合を除き、法第六条第一項第五号に該当するものとして採択しないものとする。

イ 失格又は欠格となつた後、復旧するために必要な手続をとる時間的余裕がない場合

ロ 復旧していたとしても被災したであろうと明らかに認められる程度の大災害が発生した場合

(六) 要綱第十四第二号にいう「河道が著しく埋そくした」とは、原則として河道断面の三割程度以上の埋そく又は流木が著しく堆積した場合をいい、この場合において掘さくする土量は、自然流下等による流失量を考慮して災害によるたい積量の七割を基準とし、流木除去については、流木堆積量の全量を対象として決定すること。「砂防えん堤の埋没」とは、流木止め施設に流木が著しく堆積した場合を含まないものとする。

(七) 要綱第十七第一項にいう「直高一メートル未満の小堤」の直高については、被災箇所の局部的直高のほか、その前後の直高をも考慮すること。

(八) 要綱第十七第二項の被災箇所総幅員の認定にあたり、道路にあつては被災箇所の総幅員が不明確な場合又は地形的に特別の状況にあるため当該被災箇所の前後の総幅員と異なる場合は、当該被災箇所の前後の総幅員を勘案して相当と認められる距離を当該被災箇所の総幅員とするとともに、橋梁にあつては被災橋梁の総幅員が二メートル未満であつても一・五メートル以上ある場合において、当該橋梁の前後の道路の総幅員が二メートル以上あるときは、当該橋梁の総幅員が二メートル以上あるものとする。

3 災害復旧事業として採択した後廃工された箇所が再申請されている場合には、新たな被災の事実を確認のうえ採否を決定すること。

4 要綱第三第二号にいう「広範囲にわたつて被災し、その被災の程度が激甚であり」とは、河川にあつては堤防又は河岸の欠壊（この場合における欠壊は、原則として、有堤部にあつては法尻から天端まで、無堤部にあつては河床から地盤高までの部分がすべて欠壊することをいう。）区間の延長が一定計画で復旧する区間の延長の八割程度以上ある場合をいうものとし、海岸、砂防設備及び道路にあつては、河川の欠壊の場合に準ずる程度の被害がある場合をいうものとする。

5 要綱第十五の二第二号にいう「欠壊が広範囲にわたり、かつ、欠壊の程度が激甚である」とは、前項に定める場合のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業として策定する計画区間の五割程度以上となる場合を含むものとし、「一定計画」とは、要綱第三第二号にいう「一定計画」のほか、欠壊区間の延長が災害関連事業の計画区間の五割程度以上となる場合の当該災害関連事業の一定計画を含むものとする。

6 要綱第三第二号の取扱い、次のとおりとする。

(一) 「治水上又は道路交通上当該被災施設を原形に復旧することが著しく不適當な場合」とは、次に掲げる場合の一に該当する場合をいう。

イ 当該橋梁に係る河川の洪水流量の増大した場合、河床の変動した場合、河川の勾配が急な場合又は流木、流水、転石等が多い場合

ロ 当該被災部分が当該橋梁に係る河川の流心部又は水衝部に係るものである場合

ハ 当該橋梁に係る海岸の越波量が増大した場合

ニ 当該橋梁に係る自動車の交通量が一日百台以上である場合。この場合の交通量の認定については、原則として道路管理者による交通量調査の資料に基づいて行なうものとする。

ホ 当該橋梁が定期バス路線又は定期貨物自動車路線に係るものである場合

ヘ 当該橋梁が官公署、学校、病院、郵便局、停車場等の公共的施設に通ずる路線に係るものである場合

(二) 「必要最小限度において、当該木橋又は木造部分の全部又は一部を永久構造として施行する工事」の取扱いは、次のイ又はロに定める基準による。

イ 当該木橋又は木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該木橋又は木造部分の全部を永久構造とする。ただし、当該橋梁の河川の流心部又は水衝部に係る木造部分の延長の全部が被災した場合又は三分の二以上が被災し、かつ、当該被災部分のみを永久構造とすることによつて取合せ等が不適当となる場合は、当該流心部又は水衝部のみに係る木造部分の全部を永久構造とする。

ロ イに掲げる場合のほか、当該木橋又は木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合又は当該橋梁の河川の流心部若しくは水衝部に係る木造部分の延長の二分の一以上が被災した場合で、前号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該被災部分のみを永久構造とする。

(三) 当該橋梁が一般国道又は道路法第五十六条の規定により国土交通大臣が指定した主要な都道府県道若しくは市道（以下「主要地方道」という。）に係るものであつて永久構造の橋梁として改良されることが確定している場合又は予想される場合には、永久構造として採択しないものとする。

(四) 当該橋梁が潜水橋である場合は、原則として永久構造として採択しないものとする。

7 要綱第三第二号又において、被災橋梁が潜水橋である場合には、原則としてけた下高を上げないものとする。

（直轄工事施行区域内の災害）

第四 直轄工事施行区域内に発生した災害に係る災害復旧事業については、直轄河川災害復旧事業等事務取扱要綱に基づき直轄河川災害復旧事業等との関係を充分検討のうえ採否を決定するものとする。

2 前項の災害復旧事業の査定は、関係直轄工事事務所長の立会のうえ行なうものとする。

（他の事業の計画区域内の災害）

第五 災害復旧事業以外の事業（以下「他の事業」という。）の計画区域内に新たに発生した災害に係る災害復旧事業を採択する場合には、次の各号に定める基準によるものとする。

(一) 在来施設が被災した場合においては、必要最小限度の工法により採択すること。
(二) 他の事業により竣功し、かつ、独立した機能を有する施設が被災した場合においては、当該他の事業により竣功した完成断面を対象として採択すること。

（兼用工作物及び他省他局との関係にある施設に係る災害）

第六 国土交通省が所管する兼用工作物（農林水産省が所管する施設に係るもの並びに国土交通省が所管する施設のうち港湾及び港湾に係るものと効用を兼ねるものを除く。以下「兼用工作物」という。）並びに農林水産省及び国土交通省港湾局と関係の

【記載例】医療施設等災害復旧費協議書

施設種類		救急告示病院	名称	〇〇病院	設置主体	医療法人〇〇会	個人開設の場合は個人名を入力してください。	
所在地		〇〇県〇〇市〇〇・・・・			設置年月日	平成〇年〇月〇日		
建物の規模・構造								鉄筋鉄骨コンクリート造〇階建
被災年月日		令和〇年〇月〇日		災害の種類			令和〇年〇月の大雨	暴風、洪水、高潮、地震、その他の異常な天然現象であることを地元地方気象台発表の観測記録、都道府県・市町村防災担当課等が作成した資料等、客観的に証明できる資料を添付してください。
被害の状況	発原因等	当院所在地域のアメダス地点で観測された降水量は、令和〇年〇月〇日は〇. 〇ミリ、同年同月〇日は〇. 〇ミリ、・・・であり、降水量の総和は〇日間で〇. 〇ミリであった。当該降雨により建物床上浸水が発生した。						
	主要部分の破損状況	建物床上浸水 (50cm) による床及び内外壁の損壊、天井部分の損壊による雨漏り、受水槽、給水・給湯管、ボイラー、C T 撮影装置の故障						
入所者の状況		被害なし						
災害復旧所要額及びその内訳		区分	員数	単価 (円)	金額 (円)	摘要		
		①建物修繕工事	一式		8, 000, 000	令和〇年〇月〇日着工 令和〇年〇月〇日竣工		
		②受水槽復旧工事	一式		3, 000, 000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定		
		③給水、給湯管復旧工事	一式		2, 000, 000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定		
		④ボイラー修繕工事	一式		1, 000, 000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定		
		⑤諸経費	一式		2, 240, 000			
		⑥C T 撮影装置復旧工事	一式		30, 000, 000	令和〇年〇月着工予定 令和〇年〇月竣工予定		
		⑦消費税及び地方消費税	一式		3, 699, 200			
		計			49, 939, 200			
備考								

※被災後1ヶ月以内に提出するものは、概算額で差し支えありません。(災害復旧所要額及びその内訳の入力も不要)

後日、医療施設等災害復旧費実地調査表(別紙2)の提出依頼に合わせて、見積書等入手の上、所要額の確定、内訳の入力をお願いします。

医療施設等災害復旧費協議書

施設種類			名称		設置主体	
所在地					設置年月日	
建物の規模・構造						
被災年月日				災害の種類		
被害の状況	発生源等					
	主要部分の破損状況					
入所者の状況		被害なし				
災害復旧所要額及びその内訳	区分	員数	単価(円)	金額(円)	摘要	
	計			0		
備考						

令和7年8月9日から大雨により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向報告(回答様式)

福岡県医療指導課災害医療係 岩田宛 s-iryo@pref.fukuoka.lg.jp ヘクセルファイルのまま提出。郵送・FAXの場合の送付先は通知文参照。

【提出締切】令和7年9月5日(金)17時必着

1 担当者情報

以下の表に、事務担当者の情報を入力してください。

医療機関名		担当者名	
所属名		TEL	
役職名		E-Mail	

2 被害の概要について

被害の概要について、下記の表の必要事項を入力してください。必要に応じ、注2-1～注2-3から該当するものを選んで入力してください。

項番	医療施設等の名称	設置主体	所在地 (市区町村)	施設の分類 【注2-1より選択して入力】 該当がない場合は空白。	政策医療を実施している場合のその分類 【注2-2より選択して入力】 該当がない場合は空白。	その他病院内施設の場合のその分類 【注2-3より選択して入力】 該当がない場合は空白。	建物等の工事か医療機器	被災年月日	被災状況	災害復旧所要額 【注1】
合計額										-

注1. 事業費の見込額は、建物等の工事と医療機器をそれぞれ区分して記載してください。また、粗い概算で差し支えありません。見積書は取得不要です。

注2-1. 【施設の分類】次の分類の中から、どの施設に該当するのか記載してください。

・公的医療機関施設	・へき地診療所
-----------	---------

注2-2. 【政策医療の分類】 次の分類の中から、どの施設に該当するのか記載してください。

政策医療の分類		
・救命救急センター	・休日等歯科診療所	・在宅医療実施診療所
・病院群輪番制病院及び共同利用型病院	・時間外診療実施診療所	・在宅医療実施歯科診療所
・救急告示病院	・災害拠点病院	・がん医療実施診療所
・在宅当番医制病院	・へき地医療拠点病院	・脳卒中医療実施病院
・在宅当番医制診療所	・周産期母子医療センター	・腎移植施設
・在宅当番医制歯科診療所	・小児救急医療拠点病院	・老人デイケア施設
・休日夜間急患センター	・在宅医療実施病院	・共同利用施設

注2-3. 【その他病院内施設の分類】 次の分類の中から、どの施設に該当するのか記載してください。

その他病院内施設の分類
・医療関係者養成所施設（看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所）
・研修施設（地域医療研修センター、研修医のための研修施設）
・病院内保育所
・看護師宿舎
・救急医療情報センター

注3. 被災した箇所の写真を撮っておください。
調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実の確認ができないものについては補助対象外となります。

令和7年8月9日から大雨により被災した医療施設等に係る災害復旧費補助金の活用意向報告(回答様式)

【提出先】福岡県医療指導課災害医療係 岩田宛 s-iryo@pref.fukuoka.lg.jp ヘクセルファイルのまま提出。郵送・FAXの場合の送付先は通知文参照。

【提出締切】令和7年9月5日(金)17時必着

1 担当者情報

以下の表に、事務担当者の情報を入力してください。

医療機関名	医療法人〇〇 △△病院	担当者名	〇〇
所属名	総務課	TEL	000-000-0000
役職名	事務長	E-Mail	000@00.co.jp

2 被害の概要について

被害の概要について、下記の表の必要事項を入力してください。必要に応じ、注2-1～注2-3から該当するものを選んで入力してください。

項番	医療施設等の名称	設置主体	所在地 (市区町村)	施設の分類 【注2-1より選択して入力】 該当がない場合は空白。	政策医療を実施している場合のその分類 【注2-2より選択して入力】 該当がない場合は空白。	その他病院内施設の場合のその分類 【注2-3より選択して入力】 該当がない場合は空白。	建物等の工事か医療機器	被災年月日	被災状況	災害復旧所要額 【注1】
例	〇〇内科医院	〇〇法人	〇〇市		在宅当番医制診療所		建物工事	令和〇年〇月〇日	建物床上浸水(50cm)	9,000,000
例	〇〇内科医院	〇〇法人	〇〇市		在宅医療実施診療所		医療機器	令和〇年〇月〇日	医療機器破損	2,500,000
									合計額	11,500,000

注1. 事業費の見込額は、建物等の工事と医療機器をそれぞれ区分して記載してください。また、粗い概算で差し支えありません。見積書は取得不要です。

注2-1. 【施設の分類】次の分類の中から、どの施設に該当するのか記載してください。

・公的医療機関施設	・へき地診療所
-----------	---------

注2-2. 【政策医療の分類】次の分類の中から、どの施設に該当するのか記載してください。

政策医療の分類		
・救命救急センター	・休日等歯科診療所	・在宅医療実施診療所
・病院群輪番制病院及び共同利用型病院	・時間外診療実施診療所	・在宅医療実施歯科診療所
・救急告示病院	・災害拠点病院	・がん医療実施診療所
・在宅当番医制病院	・へき地医療拠点病院	・脳卒中医療実施病院
・在宅当番医制診療所	・周産期母子医療センター	・腎移植施設
・在宅当番医制歯科診療所	・小児救急医療拠点病院	・老人デイケア施設
・休日夜間急患センター	・在宅医療実施病院	・共同利用施設

注2-3. 【その他病院内施設の分類】次の分類の中から、どの施設に該当するのか記載してください。

その他病院内施設の分類
・医療関係者養成所施設（看護師等養成所、理学療法士等養成所、救急救命士養成所、歯科衛生士養成所）
・研修施設（地域医療研修センター、研修医のための研修施設）
・病院内保育所
・看護師宿舎
・救急医療情報センター

注3. 被災した箇所の写真を撮っておください。

調査前着工を行ったもののうち、写真等の資料により被災の事実を確認ができないものについては補助対象外となります。